広報くろたき

4

2025年　No.514

主な内容

P２～５	令和７年度予算
P６～７	議会だより
P８～９	村の話題
P１０～１１	お知らせ
P１２～１５	健康づくり情報

令和７年度予算
主要施策の説明

一般会計	１９億２，３００万円
特別会計	３億７，６８８万円
公営企業会計	３億３，９９９万円
総額	２６億３，９８７万円

令和７年度当初予算は、私が村長就任後２年目の当初予算となり、引き続き、私のマニフェストにもある「くろたき幸せプラン」の更なる実現に向けて、改革、再構築、さらに、新たな施策を展開すべく、可能な限り積極的に決断し、予算編成に臨みました。

プラン１
『ひとに優しいむらづくり』

令和７年４月から帯状疱疹ワクチンを定期接種する方針について、国の審議会で承認されました。それに伴い、帯状疱疹予防接種につきましても、インフルエンザや新型コロナウイルスの予防接種と同様に接種を希望される高齢者の方に補助を行い、安心に予防接種を受けていただけるよう応分の予算を計上いたしました。

買い物支援に関しては、昨年12月に移動販売車の整備を行い、サービスを開始致しました。特に高齢者や交通手段の少ない方々にとって、移動販売車を利用した買い物支援は重要です。皆様の生活をより便利にし、地域の絆を深める一助となることを期待して、所要の経費を計上いたしました。

また、不妊に悩む家庭を支援する施策を創設するとともに一貫した子育て施策として、妊婦を経済的に支援し、伴走型支援と産前産後サポート事業を実施します。

出産後の種々検査費用を助成し、母親の心理的な安定を促進し、健やかな育児ができる環境を整備することで、子育てを通じた幸福度向上を目指します。

小中学校校舎の設備においては、和式トイレを洋式トイレに変更し、さらに洋式トイレには温水洗浄便座を設置すると共に照明設備をＬＥＤに更新します。これにより、児童生徒及び教職員の皆様の使いやすさと衛生環境を向上させるとともにエネルギー効率を向上させ、ランニングコストを削減します。

令和８年度開校予定の黒滝村立義務教育学校「黒滝やまなみ小中学校」の開校準備として、新しい学校のシンボルとして重要な役割を果たすべく、学校旗等を購入します。また、義務教育学校への理解を深めていただけるよう学校案内パンフレットを作成し、保護者の方々はじめ、関係者の皆様に配布する予定です。

通院タクシー利用に対する助成については、昨年４月に上限額を１回あたり７，０００円に引き上げ、引き続き経済的負担を軽減します。

診療所に設置しているＸ線撮影装置は、設置から約10年が経過することから、映像処理装置と合わせて更新し、より高品質な診断と迅速な対応を可能とするため、改めて約１，０００万円を予算計上いたしました。

プラン２
『安心・安全な環境で、生業・生活しやすいむらづくり』

住む人や訪れる人の心を和ます里山づくりとして、寺戸村有林に広葉樹を植栽し、春は桜、秋は紅葉を楽しむ癒しの場や環境教育の場づくりの実現を目指します。

地球温暖化防止対策として、再エネや省エネの可能性についても調査を行い、環境保全を目指し、安心・安全な環境、生活しやすい村を実現していくため、環境省の補助金を活用し、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定に伴う業務委託料６００万円を計上しております。さらに生活しやすい村を前面に押し出したパンフレットを作成することで移住定住希望者に発信してまいります。これらはいずれも「夢を叶える会」より発案いただいた内容を基に予算化いたしました。

また、地域の犯罪予防と安心感の向上を図るため、自治会等が実施する防犯カメラ設置事業補助制度を創設します。

そして、カメラや気象観測機器から防災情報を提供する観光防災Ｗｉ－Ｆｉステーションを更新するとともにカメラについては、５基から８基へ増設し、防災と防犯機能の強化を図る事業費として３，３００万円を計上いたしました。

加えて、役場庁舎にも防犯カメラを設置し、関係者および来庁者の安心感を追求します。

生活環境関連では、引き続き簡易水道改良工事費約１億４，２００万円を、浄化槽設置工事では約５００万円計上しております。

プラン３
『持続可能な林業・商工産業の振興』

森林環境譲与税を財源とした事

業費約５，０００万円を予算計上しております。昨年と比較しますと約２，０００万円の増額となっており、安易に基金に積むことなく、できる限りその年度で事業化したいと考えております。

森林整備に係る地域おこし協力隊員は、令和６年度末で１名となります。持続的な森林整備を進めていく上で、林業従事者の確保が重要となります。本年度も引き続き隊員１名分を予算計上し、林業の担い手育成に努めてまいります。

継続事業としては、混交林誘導整備事業委託料５，０００万円、美しい森林づくり基盤整備事業補助金約２，０００万円、林道吉野山鳥住線開設工事２，２００万円など、豊富な森林資源の循環利用を進めていくために、関係機関とともに取り組んでまいります。

観光振興関係につきましては、本年度は黒滝森物語村のキュービクル更新に係る事業費約９，５００万円、道の駅第２駐車場整備費約１，６００万円、他には観光施設管理計画作成業務委託料約７００万円、遊歩道危険個所改修工事３００万円、観光施設修繕費等も予算計上しております。

黒滝村地域活性化センター（旧南都銀行黒滝支店跡）の活用につきましては、森林組合が株式会社モンベルの製品を委託販売することで着々と準備が進み、４月中旬にはオープンする運びとなり、地域の活性化に向けて新たな起爆剤となることを大いに期待しています。

プラン４
『明るく笑顔いっぱいの地域づくり、公正で活気のある村組織の構築』

農業の振興、文化作品の創作、健康増進等に取り組む事業として今年度も村民が一同に取り組み、共に参加頂けるよう、わかすぎふれあい祭の必要経費を計上するなど、プラン１とも通じて、地域に暮らす村民の皆さまが仲間としてつながり、郷土を愛して明るく幸せに暮らしていくことができますよう、積極的に推進してまいりたいと考えています。

また、高齢者が、生きがいを持って安心して生活できる環境を実現するために、村職員、社会福祉協議会が「チーム黒滝」として、互いに協力し、自立支援・重度化防止の取組を進めてきました。住民主体のいきいき百歳体操を実施する「通いの場」に加え、「ちょっとよろカフェ」も開かれ、気軽に集える場所が提供されています。このような活動を通じて、介護予防や生きがいづくりに積極的に取り組んでおり、住民の皆様が主体となって、健康寿命の延伸を図りながら、互いに支え合う地域づくりを実現していると考えております。

今後もさらなる成果を醸し出し、住み慣れた地域で健康に暮らしていけますよう、高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業を継続して実施、支援をしてまいります。

今年度も若者の国際的な視野を広げ、地域社会へ貢献する人材育成のため、海外語学研修の費用の補助として約８００万円予算計上し、多文化理解と人材育成を目指します。

行財政改革大綱の見直しの年度となり、行革大綱を更新し、類似団体比較や公の施設では民間や他地域の類似施設との比較検討も行い、将来にわたり安定した持続可能な行財政運営を図ってまいります。

一方、これらの予算を執行するための原資となる歳入予算につきまして、本村の主要財源であります地方交付税は、普通交付税が前年度より１，７００万円増額の７億４，８００万円、特別交付税は３００万円減額の１億７，６００万円を見込み、合わせて９億２，４００万円を計上いたしました。

あふれる緑のふるさと寄附金は、昨年度の実績見込みを踏まえ同額の１，８００万円を見込んでいます。

繰入金につきましては、財源不足分を財政調整基金から約２億１，１００万円、地域デジタル推進基金約５，１００万円、ふるさと応援基金繰入金１，５００万円などを繰り入れ、財源の確保を行いました。

村債につきましては、森物語村のキュービクル更新事業、観光防災Ｗｉ－Ｆｉ更新事業、小・中学校照明設備ＬＥＤ化事業をはじめ、国・県補助事業費、ソフト対策費などに充てるべく起債額を計上いたしました。

なお、これらの起債は交付税算入率が有利な辺地債及び過疎債、緊急防災・減災事業債などを充てることとしています。

総じて、現時点における財政状況は、概ね安定しており、先にも述べましたとおり積極的な予算編成に臨みましたが、簡易水道事業の長期改修工事等による多額の起債借り入れ等、今後は、実質公債費比率が約10％近くになることも予想され、中・長期な財政計画のもと、最適化をめざした行財政改革に取り組んでいかなくてはならないことも申し添え、主要施策の説明とさせていただきます。

黒滝村長　植田　忠三郎

一般会計　19億2,300万円

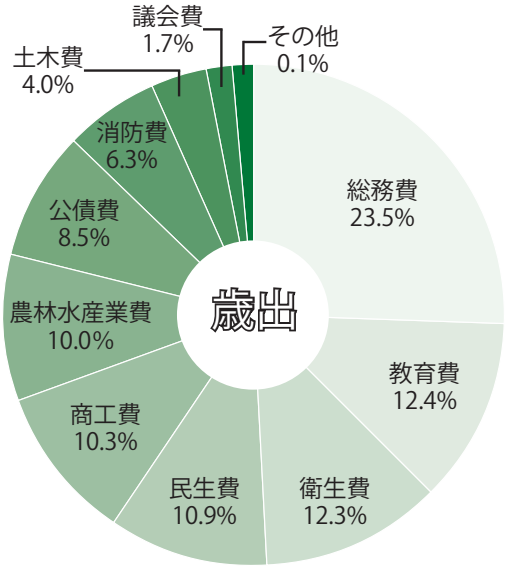

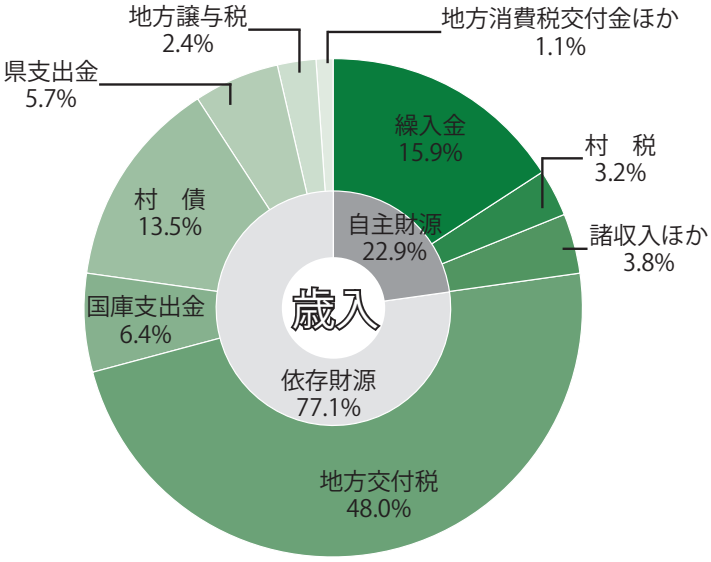

各会計の予算

会計区分	本年度予算	前年度比
▼一般会計	19 億 2,300 万円	1.1%
▼特別会計	3 億 7,688 万円	3.2%
国民健康保険事業	2 億 504 万円	3.9%
○事業勘定	1 億 1,602 万円	―
○診療施設勘定	8,902 万円	9.5%
介護保険	1 億 4,964 万円	1.3%
後期高齢者医療	2,220 万円	9.5%
▼公営企業会計	3 億 3,999 万円	▲ 3.9%
簡易水道事業	2 億 6,426 万円	▲ 3.0%
下水道事業	7,573 万円	▲ 6.8%
全会計合計	26 億 3,987 万円	0.7%

用語解説

一般会計…村の運営にかかる基本的な経費を計上した会計

特別会計…特定の事業を行うために、一般会計の歳入歳出と区別して経理する会計

自主財源…村税や使用料及び手数料など村が自ら確保できる財源

依存財源…国や県から交付されるお金や借金からなる財源

一般会計　歳入

依存財源　14 億 8,284 万円

- **地方交付税**　9 億 2,400 万円（1.5%）
  自治体間の財源の均衡を図るために交付されるお金
- **村債**　2 億 6,030 万円（▲ 2.1%）
  事業を行うために銀行などから借りるお金
- **国庫支出金**　1 億 2,394 万円（▲ 10.6%）
  特定の事業を行うための国からの交付金
- **県支出金**　1 億 906 万円（32.0%）
  特定の事業を行うための県からの交付金
- **地方譲与税**　4,616 万円（▲ 2.3%）
  国税として徴収され一律的に譲与されるお金
- **その他**　1,938 万円（72.4%）
  地方消費税交付金・環境性能割交付金など

自主財源　4 億 4,015 万円

※括弧内は前年度比

- **繰入金**　3 億 587 万円（▲ 3.3%）
  基金（村の貯金）の取り崩しなど
- **村税**　6,103 万円（▲ 2.3%）
  村民税や固定資産税など
- **諸収入**　3,454 万円（43.7%）
  預金利子など
- **寄付金**　1,812 万円（▲ 0.1%）
  ふるさと納税や住民からの寄付など
- **使用料及び手数料**　1,453 万円（22.6%）
  施設使用料・住民票の手数料など
- **その他**　606 万円（▲ 0.7%）
  分担金及び負担金・財産収入・繰越金

一般会計　歳出　　予算の使い道　令和７年度の主な事業

総務費　4 億 5,191 万円（1.2%）
全体的な管理事務や企画、戸籍、住民基本台帳、選挙、統計調査、村有財産の管理など幅広い経費

・防犯カメラ設置事業補助金	300 万円
・ふれあいバス運行事業	1,044 万円
・自治体情報システム標準化事業	9,344 万円
・電子入札導入事業	727 万円
・空き家除却・リフォーム補助金	200 万円
・起業支援補助金	100 万円
・ふるさと納税関連経費	1,040 万円

教育費　2 億 3,775 万円（▲ 13.4%）
教育委員会事務局、こども園、小･中学校、人権教育、社会教育、保健体育、給食センター等にかかる経費

・小・中学校トイレ改修工事	150 万円
・小・中学校照明設備 LED 化工事	1,474 万円
・小・中学校学習用タブレット端末更新	655 万円
・義務教育学校開校関連経費	296 万円
・語学留学事業	807 万円
・高等学校等自宅通学者補助金	194 万円

衛生費　2 億 3,586 万円（21.8%）
住民が健康で良好な生活を送るための経費で、住民の健康管理や病気の予防対策、ごみの処理、し尿の収集処理・管理に係る経費

・不妊治療関連助成金	60 万円
・帯状疱疹ワクチン接種補助金	143 万円
・地球温暖化対策実行計画策定事業	600 万円
・御吉野地区公衆トイレ解体工事	350 万円

民生費　2 億 858 万円（▲ 23.2%）
住民の安定した社会生活を保障するための経費で、人権啓発予算、福祉関連予算などが含まれます

・社会福祉協議会負担金	1,500 万円
・通院タクシー利用助成金	358 万円
・黒滝村児童養育手当	36 万円
・妊婦包括支援事業	62 万円
・子ども子育て支援事業	33 万円

商工費　1 億 9,793 万円（210.8%）
地場産業の振興や観光振興に使われる経費

・黒滝森物語村電源設備更新	9,510 万円
・道の駅第２駐車場整備	1,596 万円
・黒滝の湯修繕工事	389 万円
・移動販売事業	348 万円
・きららの森・赤岩コテージ除却工事	1,500 万円
・旧役場庁舎　改修工事	2,035 万円

農林水産費　1 億 9,230 万円（3.6%）
農業や林業、水産業の振興に益する経費

・美しい森林づくり整備事業	1,979 万円
・林道吉野山鳥住線新設工事	2,200 万円
・混交林誘導整備事業	5,000 万円
・林業機械導入支援事業	500 万円
・危険木処理事業	750 万円
・搬出間伐促進事業	800 万円
・森林作業物品等購入補助金	100 万円
・森林整備地域活動支援事業	128 万円

公債費　1 億 6,267 万円（8.8%）
村の借金の返済金で､借入にかかる利子も含みます。

消防費　1 億 2,107 万円（49.6%）
消防や水害、地震などのあらゆる災害に対する経費

・奈良県広域消防組合負担金	4,325 万円
・観光防災 Wi-Fi 更新	3,300 万円
・消防車両更新	770 万円
・防災無線設備　撤去工事	776 万円
・Ｊアラート設備更新	484 万円

土木費　7,625 万円（▲ 61.3%）
道路や河川、住環境の整備にかかる経費

・村道橋梁修繕工事（設計）	1,000 万円
・村道改修工事	500 万円
・村道橋梁点検	650 万円

議会費　3,273 万円（▲ 1.0%）
議会議員の報酬や議会を運営していくための経費

その他　590 万円（－）

・労働費	288 万円
・災害復旧費	1 万円
・諸支出金	1 万円
・予備費	300 万円

他の会計

・診療所　X 線撮影装置更新	1,056 万円
・簡易水道改良工事	1 億 4,350 万円

※予算額は万円単位で四捨五入しており、実際の予算額と異なる場合がございます。
※予算の詳細は村のホームページに掲載しております。

議会

議会活動状況

3月

4日●第1回議会定例会　開会
総務厚生常任委員会
経済建設常任委員会
5日●予算審査特別委員会（～6日）
11日●第1回議会定例会　再開　一般質問
12日●奈良県町村議会議長会定期総会
13日●寺戸こもれび住宅入居者選考委員会
17日●黒滝中学校卒業証書授与式
18日●黒滝村人権教育推進協議会研修会
19日●こども園修了証書授与式
●黒滝村地域自立支援協議会及び勉強会
21日●黒滝小学校卒業証書授与式
23日●奈良クラブ協定調印式
24日●例月出納検査
26日●黒滝村交通対策協議会役員会
28日●大阪・関西万博内覧会

第１回議会定例会

令和７年第１回黒滝村議会定例会が３月４日（火）～１１日（火）にかけて開催されました。３５の議案が審議され、それぞれ原案どおり、同意・可決されました。

審議された内容は次のとおりです。

▼一般質問

岡﨑議員	●こども家庭庁の推し進める、こどもまんなか応援サポーター宣言の提案について
前田議員	●老朽化の建築物について

▼審議案件の内容

議案番号	人事案件
議案第　１号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
	専決処分の承認
議案第　２号	令和６年度黒滝村一般会計補正予算（第６号）
	条例制定
議案第　３号	黒滝村立義務教育学校設置条例の制定について
議案第　４号	黒滝村美しいむらづくり条例の制定について
議案第　５号	黒滝村消防団の設置等に関する条例の制定について
議案第　６号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
議案第　７号	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

	条例改正
議案第　８号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第　９号	黒滝村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第１０号	黒滝村の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
議案第１１号	黒滝村第１号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
議案第１２号	黒滝村の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
議案第１３号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第１４号	黒滝村第２号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第１５号	黒滝村の一般職の職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例について
議案第１６号	黒滝村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
議案第１７号	黒滝村移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議案第１８号	黒滝村営住宅排水処理施設使用料条例の一部を改正する条例について
議案第１９号	黒滝村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第２０号	黒滝村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
議案第２１号	黒滝村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
	条例廃止
議案第２２号	黒滝村映画上映に関する取締条例を廃止する条例について
	補正予算
議案第２３号	令和６年度黒滝村一般会計補正予算（第７号）について
議案第２４号	令和６年度黒滝村国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）について
議案第２５号	令和６年度黒滝村介護保険特別会計補正予算（第３号）について
議案第２６号	令和６年度黒滝村下水道事業会計補正予算（第２号）について
	当初予算
議案第２７号	令和７年度黒滝村一般会計予算について
議案第２８号	令和７年度黒滝村国民健康保険事業特別会計予算について
議案第２９号	令和７年度黒滝村介護保険特別会計予算について
議案第３０号	令和７年度黒滝村後期高齢者医療特別会計予算について
議案第３１号	令和７年度黒滝村簡易水道事業会計予算について
議案第３２号	令和７年度黒滝村下水道事業会計予算について
	その他
議案第３３号	黒滝村道路線の廃止について
議案第３４号	黒滝村道路線の認定について
議案第３５号	工事請負変更契約の締結について

令和８年４月開校　黒滝村立義務教育学校
黒滝村立黒滝やまなみ小中学校　校章　決定

前回の校名に引き続き、校章デザインを募集したところ村内のみならず、県内・県外の方々からも多くの作品を応募していただきました。

応募総数　３０点

応募者　　２０人

（村外　５人１２点・・・岩手、群馬、京都、和歌山、奈良）

（村内１５人１８点・・・児童生徒、保護者、卒業生、教職員、村内在勤者）

今回は応募者や応募数に制限をかけていないことから、遠方の方々からホームページなどをご覧になって応募があったと思われます。元プロの方の応募など、デザインや込めた思いも素晴らしいものばかりでした。２月４日、総合教育会議を開催し、熟議を重ね以下の作品に決定しました。

このデザインのアイデアは、２名（卒業生と教員）によるもので、現在の黒滝小学校・黒滝中学校の校章をうまく重ね合わせたものとなっています。中央の「小中」の文字は、岩手県からの応募者のデザインを採用しました。この３人の方々のアイデアをもとに、業者に色付けなどを含め、右図のようにデザイン化をしてもらいました。

新しい小中学校のシンボルとして、これまでの良さを引き継ぎ、また新しい伝統を創っていけますよう、引き続きご支援をお願いします。

黒滝村立
黒滝やまなみ小中学校
校　　章

※印刷の都合上、色味に若干の違いがございます。

○応募者のデザイン説明・込めた思い

新しくデザインするよりも、元からあるものを使ってほしいと思いました。その理由は、今までの黒滝小中学校の良さをつないでいってほしいからです。今のようにこれからも小・中学校の子たちが、分け隔てなく、仲良く元気でいてほしいという思いもあり、校章を重ね合わせました。

・・・・デザインテーマは絆。児童生徒ががっちり肩を組むイメージとし、「小中」が手をつなぐ「輪と和」を表す・・・

小・中の校章がよく似ていたので、伝統を引き継ぐ意味で２つを合わせました。

黒滝中学校　卒業証書授与式

黒滝小学校　卒業証書授与式

黒滝こども園　修了証書授与式

おめでとうとありがとう
そして、新たな一歩へ。

固定資産評価審査委員の選任

本村の固定資産評価審査委員会委員の中井龍彦氏（赤滝）が5月15日付けで任期満了となりますが、村議会において同意され、引き続き選任されました。

固定資産評価審査委員会

委員

中谷　敏弘（寺戸）
前田　茂（寺戸）
中井　龍彦（赤滝）

（敬称略）

2/28 黒滝中学校　花の寄贈

役場入口に飾っています

４月１日より診療所医師の診療体制が変わります

令和６年度は、グループ診療により曜日ごとに３名の医師が交代で診療されましたが、令和７年４月１日より、次のとおり診療所所長であります松本千晃医師の一人体制に変更となります。皆さまのご理解・ご協力をお願いします。

令和７年４月１日より

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
医師名	松本（まつもと）　千晃（ちあき）		休診	松本（まつもと）　千晃（ちあき）	

診療時間は現在と変わりません。

※４月より平日の休診日において、オンラインによる診療及び栄養指導を開始予定です。

◆お問合せ先　診療所

犬の登録と狂犬病予防注射（集合注射）について

犬には、狂犬病予防法に基づいた登録（生涯に１回）と、狂犬病予防注射（年１回）を受ける事が義務付けられています。

登録がまだの方、内容に変更（住所の変更・犬が亡くなった等）があった方は届を出してください。

犬の登録手数料	３，０００円
集合注射に係る手数料	３，４００円
（内訳）　注射手数料	２，８５０円
注射済票交付手数料	５５０円

◆お問合せ先　住民生活課

４月２４日（木）に狂犬病予防注射の集合注射を行います。犬を飼っておられる方は、最寄りの会場で受けてください。

※暴れたり噛み傷を与える恐れのある犬については、口輪をはめるなどの適切な処置をされたうえ、犬に慣れている方が同行してください。

時間	実施場所
9:00 ～ 9:25	長瀬集会所前
9:30 ～ 9:55	粟飯谷正西寺前
10:00 ～ 10:25	堂原（あきちゃん食堂前）
10:30 ～ 10:55	寺戸（こもれびホール駐車場）
11:05 ～ 11:30	槙尾瀧光寺前
11:35 ～ 12:00	黒滝村役場駐車場

軽自動車税の減免について

運転者が身体障がい者等である場合や、身体障がい者等と生計を一にする方が軽自動車を運転する場合の税金については、身体障がい者手帳等に記載の障がいの程度により減免が受けられます。新規申請される方、申請済みの方でお車や住所に変更があった場合は期限までに申請をお願い致します。

※自動車税（県税）との減免の併用はできません。

＊申請期間　4月22日（火）まで

＊必要な書類

①軽自動車税減免申請書（窓口で記載）
②自動車検査証
③身体障がい者手帳等
④運転される方の運転免許証
⑤納付書
⑥車内の写真（車内の構造が専ら身体障がい者等の利用に供するための軽自動車の場合）

◆お問合せ先　住民生活課

中南和法律相談センター 無料法律相談所開設

奈良弁護士会中南和法律相談センターによる無料法律相談所が開設されます。

相談は電話による事前予約制で、お一人（組）あたり30分の範囲で、計6人（組）の方まで受け付けが可能です。是非ご活用下さい。

◆**日時**　4月18日（金）
午後1時～午後4時

◆**場所**
黒滝村役場　1階会議室

◆**事前予約連絡先**
奈良弁護士会
中南和法律相談センター係
☎0742-22-2035

◆**予約受付時間**
4月4日(金)～4月17日(木)
午前9時30分～午後5時
※土・日は休みです。相談当日の予約はできません。

◆**お問合せ先**　総務課

黒滝村修学奨励金貸与制度

修学の奨励と教育の機会均等を図ることを目的に、学校教育法で定める高等学校以上の学校に就学する生徒及び学生の方に対して、修学奨励金の貸与を行います。

【貸与金額】（1名あたり）
高等学校に在学する方
月額25，000円以内
大学等に在学する方
月額35，000円以内

対象者の要件や申請手続き等、詳しくはお問合せください。

◆**お問合せ先**　教育委員会事務局

国民年金への変更手続き

20歳以上60歳未満の方は、国民年金への加入が法律で義務付けられています。勤務先を退職（失業）されたときは、厚生年金保険から国民年金への変更手続きが必要です。

また、その方に扶養されていた配偶者（第3号被保険者）についても国民年金への手続きが必要となります。

なお、経済的な理由により国民年金保険料を納めることが困難な場合は、「免除制度」をご利用ください。退職（失業）による特例免除制度がありますので、手続きの際は雇用保険被保険者離職票の写しや雇用保険受給資格者証の写し等を併せてご提出ください。

◆**お問合せ先**
大和高田年金事務所
☎0745-22-3531

奈良県立大淀養護学校「説明会・体験学習」

知的障がいのある幼児の保護者や児童と保護者等に対して、説明会等を次のとおり行います。

【小学部】－就学説明会－
5月7日（水）
午前10時～午前11時30分
5月13日（火）
午前10時～午前11時30分
＊対象　令和8年4月に小学生となる知的障がいのある幼児の保護者

－就学相談（個別体験学習）－
5月14日（水）～12月10日（水）
午前10時～午前11時30分
＊対象＝知的障がいのある幼児とその保護者

【中学部】－第一回体験学習－
6月12日(木)～7月3日(木)
午前10時半～午後0時
＊対象＝知的障がいのある小学6年生とその保護者、小学校の教員ほか

◆**教育相談**
お子様の日常生活指導・教科指導等特別支援教育についての相談等がありましたら、ご利用ください。事前にお申込みが必要です。

◆**お問合せ先**
奈良県立大淀養護学校
☎0747-52-7655
Mail:oyodoyogo-s-info@e-net.nara.jp

令和７年度　健（検）診の予定

健（検）診を受けて、自分の健康状態を知る機会を持ちましょう！

集団健（検）診は１０月１日（水）

20歳　40歳　50歳　65歳　75歳

国民健康保険加入者の特定健診　／　**後期高齢者健診**

●医療機関にて、受診券到着後（５月下旬送付予定）から令和８年１月３１日まで受けられます。

●村の集団健診にて受けられます。

国民健康保険加入者の人間ドック助成

●南奈良総合医療センターにて受けられます。

集団検診は、８月中に対象者へ申込案内を送付します。

肺がん検診　／　肺がん検診および結核検診

胃がん検診・大腸がん検診・乳がん検診（女性）・肝炎ウイルス検査

子宮がん検診（女性）

個別検診の詳細については、広報６月号に掲載予定です。受診期間は令和７年７月～令和８年３月末

胃がん検診（バリウム）・乳がん検診（女性）

胃がん検診（胃カメラ）

子宮がん検診（女性）

歯周疾患検診　／　**お口の健診**

●村歯科診療所にて、６月（５月下旬送付予定）～令和８年３月３１日まで受けられます。

●歯周疾患検診は集団検診にて受けられます。

７５歳・８０歳・８５歳・９０歳の方は後期高齢者広域連合指定日まで

◆**お問合せ先**　保健福祉課

保健福祉課内に黒滝村子ども家庭センターを設置します！

こども家庭センターが中核となり、地域の関係機関と連携・協力し合って妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行います。

妊娠期から子育て期まで、なんでもお気軽にご相談ください。

妊産婦　子育て世帯（保護者）　こども

黒滝村子ども家庭センター

業務
- ○児童及び妊産婦の福祉や母子保健の相談等
- ○支援を要するこども・妊産婦等へのサポートプラン作成・連絡調整
- ○保健指導・健康診査等

協働　高田こども家庭センター（児童相談所）

様々な資源による支援メニューにつなぐ

産婦健康診査　学校

産前産後サポート　こころの相談　発達検査　教育委員会

産後ケア　療育支援　放課後児童クラブ　こども園

障がい児支援　医療機関　ショートステイ　保健所

◆**お問合せ先**　黒滝村子ども家庭センター（黒滝村保健福祉課内）

母　子　保　健　事　業

一般不妊治療・不育治療費助成事業

一般不妊治療・不育治療を受けた方で治療費の助成が受けられます。

＊対象者　黒滝村に１年以上住所があり、村税の滞納がない夫婦で治療開始日に妻の年齢が４３歳未満。

＊助成内容　本人負担額（上限１０万円）・１年度に１回のみ・１子ごとに５年間

＊申請方法　医療機関で記載してもらう「黒滝村一般不妊治療・不育治療費助成受診等証明書」などの必要書類を渡す際に詳細を説明します。

生殖補助医療費等助成事業

不妊治療のうち、体外受精及び顕微鏡受精に要する治療費の一部助成を受けられます。

＊対象者

黒滝村に住所があり村税の滞納がない、生殖補助医療を受けた夫婦（事実婚を含む）で治療開始日に妻が43歳未満。（生殖補助医療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないと診断されている）

＊助成内容

①保険診療で実施した治療（高額療養費を除外）の自己負担額の50%（上限５万円）

②保険適応の上限を超えて実施した治療２回分の自己負担額の50%（上限15万円）

＊申請方法

医療機関で記載してもらう「黒滝村生殖補助医療受診等証明書」などの必要書類を渡す際に詳細を説明します。

妊婦のための支援給付事業

すべての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、出産・育児関連の購入費負担軽減を図ります。

事業の種類	対　象　者	給　付　金
妊婦支援給付金１回目	医療機関による胎児心拍の確認が取れ、妊娠が確定した妊婦	５万円
妊婦支援給付金２回目	出産した場合（母子健康手帳又は出生届で確認）	子どもの数×５万円
	流産・死産した場合（母子健康手帳で確認）	

＊申請方法　母子健康手帳交付時に案内します。

◆お問合せ先　保健福祉課

元気ふれあい活動ポイント制度について

取組期間

令和７年４月１日～令和８年２月２８日

住み慣れた地域で自分らしく生き生きと暮らしていくために、村民一人ひとりができることに取組、活動を広げていきましょう。

地区自治会・誠心会をはじめとする地域団体や地区活動、ボランティア活動などと連携・協力し合いながら、地域ぐるみの支え合いを進めていきましょう。

＊令和７年４月１日現在、黒滝村に在住する６０歳以上の方には、ポイント手帳を送付しますのでご活用ください。

＊５９歳以下の障がい者手帳をお持ちの方で活用を希望する場合は、４月１８日までに保健福祉課へご連絡ください。

◆お問合せ先　保健福祉課

帯状疱疹ワクチンの定期接種が始まります

帯状疱疹とは・・・

帯状疱疹は、過去に水痘にかかった時に体の中に潜伏した 水痘帯状疱疹ウイルスが再活性化することにより、神経支配領域に沿って、典型的には体の左右どちらかに帯状に、時に痛みを伴う水疱が出現する病気です。合併症の一つに皮膚の症状が治った後にも痛みが残る「帯状疱疹後神経痛」があり、日常生活に支障をきたすこともあります。

帯状疱疹は、７０歳代で発症する方が最も多くなっています。

◆対象者の方には、４月中旬以降に案内を郵送しますが、概要は下記のとおりです。

令和７年度（令和７年４月１日～令和８年３月３１日）の対象者

接種当日、黒滝村に住民登録がある方で、以下の対象者に該当する方

対象者①　６５歳の方

※５年間の経過措置として７０歳、７５歳、８０歳、８５歳、９０歳、９５歳、１００歳の方も対象となります。

▼令和７年度に予防接種を受けられる方の生年月日

年　齢	生年月日
６５歳	昭和 35 年４月２日～昭和 36 年４月１日生まれ
７０歳	昭和 30 年４月２日～昭和 31 年４月１日生まれ
７５歳	昭和 25 年４月２日～昭和 26 年４月１日生まれ
８０歳	昭和 20 年４月２日～昭和 21 年４月１日生まれ
８５歳	昭和 15 年４月２日～昭和 16 年４月１日生まれ
９０歳	昭和 10 年４月２日～昭和 11 年４月１日生まれ
９５歳	昭和　５年４月２日～昭和　６年４月１日生まれ
１００歳以上	大正 15 年４月１日以前生まれ

※１００歳以上の方については、令和７年度に限り全員対象となります。

対象者②

６０歳以上６５歳未満の方で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障がいで日常生活がほとんど不可能な程度の障がいを有する方

対象ワクチン及び助成回数

定期接種として助成を受けられるのはどちらか一方のみで、生涯で一度きりです。

	乾燥弱毒生水痘ワクチン「ビケン」	乾燥組換え帯状疱疹ワクチン「シングリックス」
助成回数	１回	２回まで
接種間隔	―	通常２か月以上の間隔を置いて２回接種。ただし、病気や治療により、免疫の機能が低下したまたは、低下する可能性がある方等は、医師が早期の接種が必要と判断した場合、接種間隔を１か月まで短縮できます。

▼帯状疱疹ワクチンの効果

		生ワクチン（阪大微研）	組換えワクチン（GSK 社）
帯状疱疹に対するワクチンの効果（報告）	接種後１年時点	６割程度の予防効果	９割以上の予防効果
	接種後５年時点	４割程度の予防効果	９割程度の予防効果
	接種後 10 年時点	―	７割程度の予防効果

※合併症の一つである、帯状疱疹後神経痛に対するワクチンの効果は、接種後３年時点で、生ワクチンは６割程度、組換えワクチンは９割以上と報告されています。

自己負担額

１回につき２，０００円（黒滝村国民健康保険診療所・奈良県内指定医療機関）

◆お問合せ先　保健福祉課

血圧手帳の配布について

黒滝村では村民の皆様の健康を守るために高血圧などの生活習慣病対策を実施しています。その一環として、家庭血圧測定普及のために、血圧手帳を作成し配布します。記入しやすいＡ５サイズとなっておりますので、希望される方は保健福祉課窓口でお声がけください。

◆お問合せ先　保健福祉課

㈱マコトインターナショナル　様

１００，０００円

このたびの寄付に対して心から感謝申し上げます。

毎月１１日は
【人権を確かめあう日】
黒滝村人権・同和問題
啓発活動推進本部

図　書　室　だ　よ　り

■ 貸し出し日　月～金曜日（祝日は休み）
第２、第４日曜日

■ 貸し出し期間　２週間

※ただし、それ以上になる場合は、教育委員会へ連絡してください。

行った気になる世界旅行　／　鈴木亮平

作者であり俳優でもある鈴木亮平氏が、各世界遺産の魅力や歴史、文化的背景を丁寧に解説するとともに、写真やイラストを交えることで視覚的にも楽しめる内容になっています。世界遺産に行くことが難しい方でも、行ったかのような体験を提供してくれます。今度行く予定の方も事前に読んでおくことでより楽しめること間違いなし！

世界中の名所やその重要性を深く掘り下げることで、読者が異なる文化や歴史を理解し、感じることができるように工夫されています。世界遺産の歴史や文化を学びながら、実際にその場所を訪れることなく「行った気分」になれる、一種の仮想旅行のような感覚を楽しめる１冊です。

村職員の給与・職員数等を公表します

黒滝村職員の給与・定数管理等の状況を知っていただくために、その概要を公表します。

1　総括

（1）人件費（令和５年度普通会計決算）

住民基本台帳人口	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B／A
599 人	千円 1,552,569	千円 98,271	千円 380,939	% 24.54

※人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含みます。

（2）職員給与費（令和５年度普通会計決算）

職員数 A	給与費				1 人当たり給与費 B／A
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計　B	
36 人	千円 132,240	千円 22,076	千円 49,124	千円 203,440	千円 5,652

※職員手当には退職手当は含みません。
※職員数は、令和５年４月１日現在の人数です。

（3）ラスパイレス指数（各年４月１日現在）

令和５年度	91.7
令和６年度	93.1

※ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を１００とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

2　職員の平均給与月額、初任給等の状況

（1）職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額

（令和６年４月１日現在）

区分	一般行政職			技能労働職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
黒滝村	円 297,500	円 356,700	41.9 歳	円 256,600	円 296,900	54.6 歳

※平均給料月額：令和６年４月１日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
※平均給与月額：給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

（2）職員の初任給

（令和６年４月１日現在）

区分	一般行政職		技能労働職	教育職	
	大学卒	高校卒	高校卒	大学卒	短大卒
黒滝村	円 196,200	円 166,600	円 164,000	円 219,700	円 197,600
国	円 196,200	円 166,600			

（3）職員経験年数別・学歴別平均給料月額

（令和６年４月１日現在）

区分	一般行政職		技能労働職
	大学卒	高校卒	高校卒
経験年数 15 年～ 20 年未満	―	―	―
経験年数 20 年～ 25 年未満	0 円	320,100 円	277,400 円
経験年数 25 年～ 30 年未満	344,300 円	330,600 円	304,600 円

3　一般行政職の級別職員数

（令和６年４月１日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	１号給の給料月額	最高号給の給料月額
１級	主事・主事補	６人	23.08%	162,100 円	249,400 円
２級	主事	４人	15.38%	208,000 円	305,200 円
３級	課長補佐・係長	８人	30.77%	240,900 円	351,000 円
４級	課長・課長補佐	５人	19.23%	271,600 円	382,000 円
５級	課長	３人	11.54%	295,400 円	394,000 円

※黒滝村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
※標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

4　職員の手当の状況

（1）期末手当・勤勉手当

令和５年度

区分		黒滝村	国
１人当たり平均支給額		2,895 千円	―
支給割合	期末手当	2.45 月分（1.375 月分）	2.45 月分（1.375 月分）
	勤勉手当	2.05 月分（0.975 月分）	2.05 月分（0.975 月分）
加算措置		無し	職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算　5%～ 20% 管理職加算 10%～ 25%

※（　）内は、再任用職員に係る支給割合です。

（2）退職手当

（令和６年４月１日現在）

		黒滝村	
		自己都合	勧奨・定年
支給率（国と同じ）	勤続 20 年	19.66950 月分	24.586875 月分
	勤続 25 年	28.03950 月分	33.27075　月分
	勤続 35 年	39.75750 月分	47.70900　月分
	最高限度額	47.70900 月分	47.70900　月分
その他加算措置（国と同じ）		定年前早期退職特例措置（2%～ 45%加算）	
１人当たり平均支給額		12,680 千円	

※退職手当の１人当たり平均支給額は、令和２年度及び令和４年度に退職した職員に支給された平均額です。

（3）時間外勤務手当

	令和５年度決算	令和４年度決算
支給実績	4,757 千円	3,632 千円
一人当たり平均支給年額	298 千円	227 千円

（4）その他の手当

（令和６年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価		令和５年度支給実績	支給職員１人当たり平均支給年額
扶養手当	配偶者 6,500 円 子 10,000 円 父母等 6,500 円 ※満 16 歳から 22 歳の子 1 人につき 5,000 円加算		2,754 千円	229,500 円
住居手当	借家・・・月額 12,000 円を超える家賃を支払う職員に、家賃額に応じて上限額 27,000 円まで支給		1,679 千円	232,900 円
通勤手当	交通機関利用者	1 ヶ月あたり上限額 55,000 円まで支給	5,521 千円	178,100 円
	交通用具（自動車など）利用者	片道の使用距離に応じて 2,000 円（2km 以上 5km 未満）から上限額 31,600 円（60km 以上）まで支給		
管理職手当	課長級 30,000 円 主幹級 25,000 円 課長補佐級 20,000 円		4,424 千円	368,700 円
宿日直手当	1 回 4,000 円		1,924 千円	68,800 円
義務教育等教員特別手当	給料月額の 100 分の 2（100 円未満切捨）		369 千円	73,800 円

※住居手当・管理職手当・宿日直手当は国と異なります。

5　特別職の報酬等の状況

（令和６年４月１日現在）

	給料・報酬	期末手当	退職手当		
			算定方式	1 期の手当額	支給時期
村長	500,000 円	3.40 月分 令和５年度 支給割合	500,000 円× 520/100 ×勤続年数	10,400,000 円	任期満了時
副村長	460,000 円		460,000 円× 330/100 ×勤続年数	6,072,000 円	
教育長	420,000 円		420,000 円× 240/100 ×勤続年数	3,024,000 円	
議長	240,000 円	3.15 月分 令和５年度 支給割合			
副議長	180,000 円				
議員	170,000 円				

※退職手当の「1 期の手当額」は、4 月 1 日現在の給料月額及び支給率に基づき、1 期（村長、副村長は 4 年＝ 48 ヶ月、教育長は 3 年＝ 36 ヶ月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

（2）職員数の推移

（各年４月１日現在）

部門／年度	一般行政	教育	普通会計計	公営企業等会計計	総合計
平成 31 年	28	8	36	6	42
令和２年	27	9	36	6	42
令和３年	26	11	37	6	43
令和４年	25	11	36	7	43
令和５年	25	11	36	7	43
令和６年	25	11	36	7	43
過去５年間の増減	▲ 3	3	0	1	1

※各年における定数管理調査において報告した部門別職員数。

6　職員数の状況

（1）部門別職員数の状況

部門		区分	職員数（人）5 年	職員数（人）6 年	前年比	増減理由
普通会計部門	一般行政部門	議会	1	1	0	
		総務	11	11	0	
		税務	3	3	0	
		民生	2	2	0	
		衛生	4	4	0	
		農水	1	1	0	
		商工	0	0	0	
		土木	3	3	0	
		計	25	25	0	
	教育部門		11	11	0	
	消防部門		0	0	0	
	小計		36	36	0	
公営企業等会計部門	病院		3	3	0	
	水道		1	1	0	
	下水道		1	1	0	
	その他		2	2	0	
	小計		7	7	0	
合計			43 [50]	43 [50]	0	

※職員数は一般職に属する職員数です。
※［　］内は、条例定数の合計です。

◆お問合せ先　総務課会計室

人口・世帯数
（3月1日現在）

男	２８１人	（±０）
女	３０６人	（＋１）
計	５８７人	（＋１）
世帯	３２９世帯	（＋１）

村の施設の電話番号
市外局番（0747）

役　場　62-2031
　ＩＰ電話【0747-68-9200～9202】
防災放送電話音声対応サービス
（専用ダイヤル）　62-9010
教育委員会事務局　62-2314
　ＩＰ電話【0747-68-9204】
診療所　62-2747
　ＩＰ電話【0747-68-9700】
歯科診療所　62-2621
デイサービスセンター
地域包括支援センター
（社会福祉協議会）　62-2850
　ＩＰ電話【0747-68-9023】
こもれびホール　62-2280
黒滝駐在所　62-2034
観光施設に関することは、
　観光施設指定管理者
（株）黒滝森物語村　62-2770

山林火災の防止

この時季は空気が乾燥し火災が発生しやすい季節です。また、ハイキング・山菜取り等で入山者が多く、特に山林での火災が多発する季節でもあります。

このような山林での火災予防のため、次のことに十分注意しましょう。

・木の枝や枯れ草等をやむを得ず焼却する時は、周囲への延焼に十分注意するとともに、水バケツ等の消火の準備をすること。
・火気使用中はその場を離れず、終了後は完全に消火する。
・強風時や乾燥注意報発令中には、たき火、枯れ草等の焼却を行わない。
・森林の近くでタバコは極力吸わない、また吸殻は確実に消して投げ捨てない。
・火遊びは絶対しない、させない。

火災・救急は１１９
付いていますか？住宅用火災警報器

◆お問合せ先　奈良県広域消防組合
下市消防署・黒滝分署

黒滝村のSNSをご紹介

黒滝村公式 Instagram
KUROTAKIMURA_OFFICIAL

黒滝村教育委員会 Instagram
@KURO_KYOUI

黒滝村公式 ＬＩＮＥ

税等の納期
4月30日（水）
軽自動車税
忘れずに
納付しましょう！

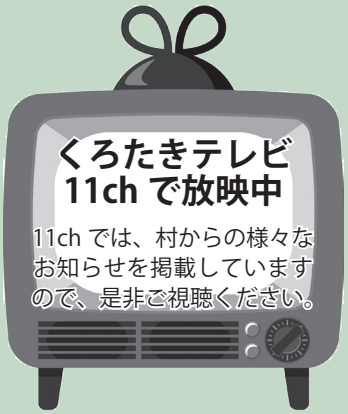

黒滝村村民憲章

わたくしたちは、黒滝村のよさを活かし、先人の努力に学び、知恵と心を結集し、明るく豊かで活力ある村づくりをめざしてこの憲章を制定します。

・豊かな自然をまもり、より住み良い生活環境づくりに努めうるおいとやすらぎのある村をつくりましょう。
・互いの人権を尊重しあい、やさしさとあたたかさにみちた村をつくりましょう。
・郷土の文化遺産を大切にし、若い力をはぐくみ、生涯学習のふくらむ村をつくりましょう。
・勤労を尊び、産業の振興に努め、未来を拓く活力ある村をつくりましょう。
・長寿のよろこびをみんなで支え、健康で生きがいのもてる福祉の村をつくりましょう。